

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

## 感染症法に基づく検査、宿泊施設確保措置協定締結等のガイドラインについて

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本医師会より、厚生労働省発出文書（3件）に関する通知が届きました。

本件は、昨年12月の感染症法改正により新たに規定された、病原体等の検査を行っている機関、宿泊施設等が都道府県知事又は保健所を設置する市及び特別区の長と締結する、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（新型インフルエンザ等感染症等）発生時に、新型インフルエンザ等感染症等に係る検体の採取又は検査の実施、宿泊施設の確保を講ずべきこと等を内容に含む協定について、令和6年4月1日の施行に向けて作成されたガイドラインを通知するものです。

なお、「検査措置協定」締結等のガイドラインについては、初版の作成後、本年6月15日に改訂されたとのことであり、概要は下記のとおりです。

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

### 記

- 協定は都道府県等と検査機関等が協議し、合意が成立したとき締結すること。
- 検査措置協定の対象は衛生検査所の登録を受けた検査機関を基本とすること。
- 協定締結に当たっては、新興感染症発生・まん延時には、その感染症の特性に合わせて、協定内容を見直すなど、実際の状況に応じた機動的な対応を行うことを前提とすること。
- 協定締結作業は、本年度中から順次実施し、令和6年9月末までの完了を目指すこと。
- 協定締結の際、適宜、感染症法に基づき都道府県が組織する都道府県等、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体及び消防機関等により構成される協議会を活用すること。
- 協定書のひな形が示されていること。
  - ・協定に基づく対応の時期（新型インフルエンザ等感染症等発生後1か月以内又は6か月以内）、対応内容（検査実施能力等）、都道府県等による費用の負担等の事項が記載されていること。
- 協定締結は電子メール等による取り交わしも可能であり、「記名」は直筆である必要はないこと。
- 各都道府県等のHP等において、協定を締結した検査機関名等・締結した協定の内容が一覧の形で公表されること。
- 都道府県等は協定を締結した検査機関等の管理者に対し、平時においては、年1回、協定の措置に係る運営の状況等、新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時には、感染状況に応じて随時、協定の措置の実施の状況等の報告を求める予定とされていること。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/login.html>

[https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/009135.html](https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html)

※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要

ID等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで



大阪府医師会・地域医療1課  
(06-6763-7012)